

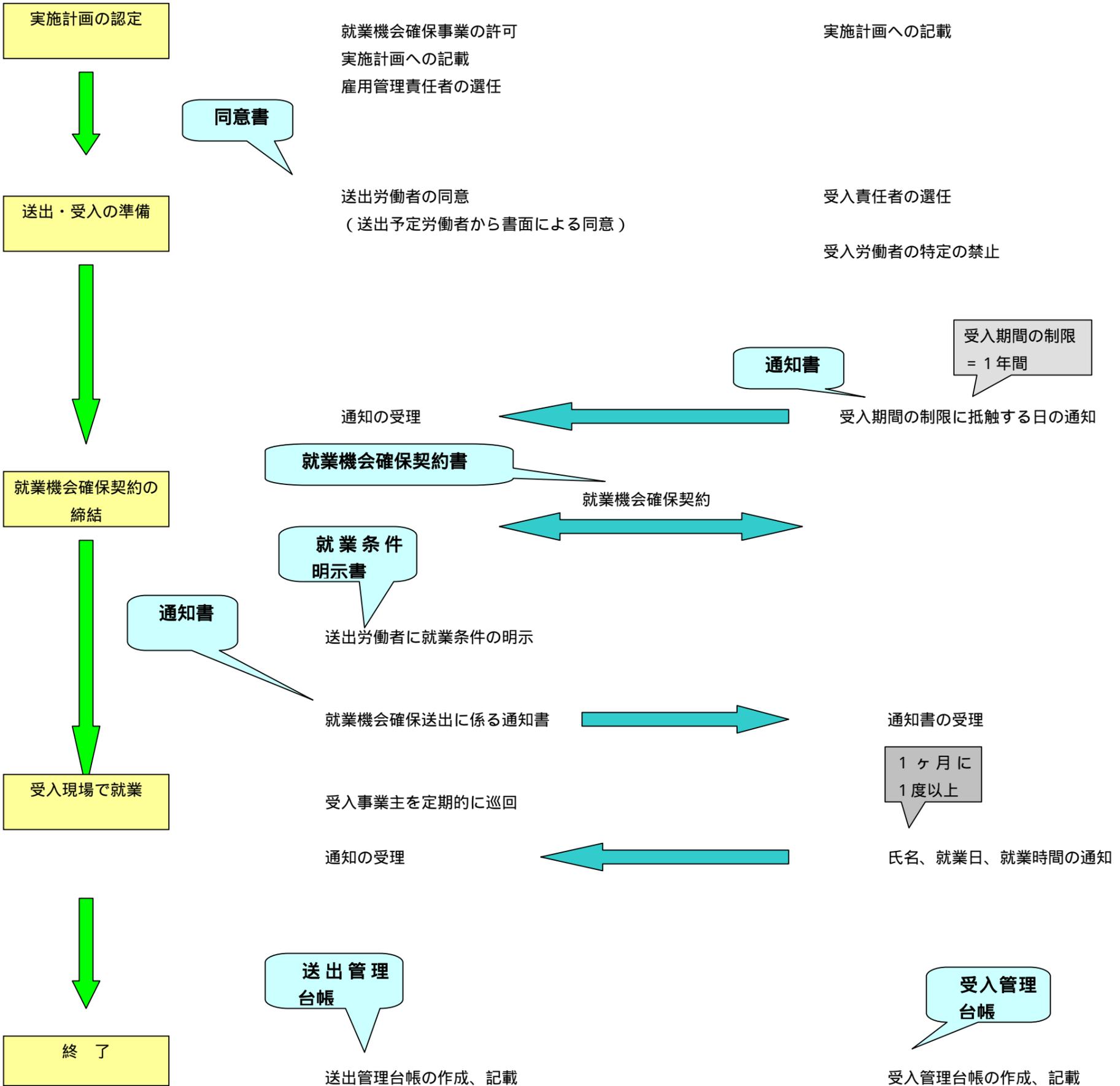
送出・受入の流れ（時系列）

送出事業主が講ずべき措置に関する指針

受入事業主が講ずべき措置に関する指針

送出事業主

受入事業主



事業報告書の提出

事業報告書の提出

送出・受入に関する書類

書類名	内容等	根拠の法律・規則	備考
同意書	送出事業主は、自ら雇用する労働者を新たに送出就業の対象としようとするときは、あらかじめ、その労働者にその旨を明示し、その同意を書面によって得なければならない。	派遣法 3 2 条 2 項	同意は、一度得れば、送出の都度得る必要はない。
受入期間の制限に抵触する日に係る通知書	送出労働者による役務の提供を受けようとする者は、契約を締結するに当たり、あらかじめ、送出事業主に対し、受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を書面等により通知しなければならない。	派遣法 2 6 条 5 項、規則 2 4 条の 2	受入期間の制限に抵触することとなる最初の日は、受入先しか分からない。
建設業務労働者就業機会確保契約書	建設業務労働者就業機会確保契約の締結の内容は、建設雇用改善法第 4 3 条に定められている。	建設雇用改善法第 4 3 条	ここでは、包括的な内容の契約書及び別紙として送出労働者就業条件等としている。
就業条件明示書	送出事業主は、送出就業をしようとするときは、あらかじめ、送出労働者に対し、送出をする旨及び送出労働者に係る就業条件並びに受入事業主が受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。	派遣法 3 4 条	
建設業務労働者就業機会確保送出に係る通知書	送出事業主は、送出就業をするときは、送出労働者の氏名等を受入事業主に通知しなければならない。	派遣法 3 5 条	
送出管理台帳	送出事業主は、送出就業に関し、送出管理台帳を作成し、当該台帳に送出労働者ごとに必要事項を記載しなければならない。	派遣法 3 7 条	
受入管理台帳	受入事業主は、送出就業に関し、受入管理台帳を作成し、当該台帳に送出労働者ごとに、必要事項を記載しなければならない。	派遣法 4 2 条	